

令和 7 年度

益田地区広域市町村圏事務組合
定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合
監 査 委 員

目 次

第1 監査の種類	1 頁
第2 監査の範囲	1 頁
1 対象事務事業	1 頁
2 対象課等	1 頁
第3 監査の期間	1 頁
第4 監査の方法	1 頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	2 頁
2 説明を聴取した事務・事業等	2 頁
第5 監査の要点(監査重点項目)	2 頁
1 令和7年度広域会計予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)	2 頁
2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務	2 頁
第6 監査の結果	3 頁
1 令和7年度広域会計予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)	3 頁～6 頁
2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務	7 頁～8 頁
第7 監査の結果に基づく監査意見	9 頁
1 令和7年度広域会計予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)	9 頁
2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務	9 頁

(注解)

- 1 各表中、収入(執行)率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「-」は該当数値等がないものである。

令和7年度 益田地区広域市町村圏事務組合 定期 監 査 報 告 書

益田地区広域市町村圏事務組合

監査委員 原 伸 二

監査委員 河 野 利 文

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、益田地区広域市町村圏事務組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- （1）令和7年度益田地区広域市町村圏事務組合会計（以下「広域会計」という。）で、対象課等が所管する令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- （2）令和6年度広域会計で、対象課等が所管する歳出科目第18節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象課等

【表1】

局・課名等		課等の数
益田地区広域市 町村圏事務組合	議会事務局	6
	企画振興課	
	介護福祉課	
	焼却施設課	
	公平委員会事務局	
	監査委員事務局	

第3 監査の期間

令和8年1月21日（水）から 同年2月3日（火）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、監査の対象とした事務及び事業について、【表3】に示すとおり担当課等から説明聴取を行った。

1 対象課等から提出のあった監査資料

【表2】

局・課名等		歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・充用・ 流用に関する事務	補助金に 関する事務
益田地区広域市 町村圏事務組合	議会事務局	—	○	○	—
	企画振興課	○	○	○	○
	介護福祉課	○	○	○	—
	焼却施設課	○	○	○	—
	公平委員会事務局	—	○	—	—
	監査委員事務局	—	○	—	—

2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】

局・課名等		歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・充用・ 流用に関する事務	補助金に 関する事務
益田地区広域市 町村圏事務組合	議会事務局	—	○	○	—
	企画振興課	○	○	○	○
	介護福祉課	○	○	○	—
	焼却施設課	○	○	○	—
	公平委員会事務局	—	—	—	—
	監査委員事務局	—	—	—	—

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和7年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 執行率の低い要因は何か。
- (3) 調定の時期及び手続は適正か。
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- (5) 予算流用、予備費充用の手続及び時期は適正か。

2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (2) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- (3) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- (4) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (5) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- (6) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (7) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

第6 監査の結果

令和7年度広域会計予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和6年度広域会計補助事業が関係法令及び例規等に基づき適正かつ効果的に交付されているかに主眼をおき、監査対象とした益田地区広域市町村圏事務組合議会事務局等6局課から監査調書の提出を求め、書面監査を行った。

補助事業については、調書から抽出した6件の補助事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び補助事業の手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに、関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

1 令和7年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）監査対象歳入・歳出執行状況

監査の対象とした令和7年度広域会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、次の表のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆議会事務局

〔歳出〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
議会費	687,000	190,185	190,185	496,815	27.7
合計	687,000	190,185	190,185	496,815	27.7

◆企画振興課

〔歳入〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
総務費負担金	40,157,000	40,157,000	40,157,000	0	100.0	100.0
利子及び配当金	28,000	27,472	27,472	0	98.1	100.0
広域振興基金繰入金	9,978,000	9,978,000	9,978,000	0	100.0	100.0
繰越金	737,000	736,950	736,950	0	100.0	100.0
雑入	0	270	270	0	-	100.0
合計	50,900,000	50,899,692	50,899,692	0	100.0	100.0

〔歳出〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
一般管理費	14,334,000	4,279,746	3,027,732	10,054,254	29.9
企画費	10,007,000	8,843,622	8,705,022	1,163,378	88.4
予備費	100,000	0	0	100,000	0.0
合計	24,441,000	13,123,368	11,732,754	11,317,632	53.7

◆介護福祉課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費負担金	36,725,000	36,725,000	36,940,000	△ 215,000	100.6	100.6
民生費委託金	291,000	0	0	0	0.0	-
繰越金	1,836,000	1,835,769	1,835,769	0	100.0	100.0
雑入	10,000	0	0	0	0.0	-
合計	38,862,000	38,560,769	38,775,769	△ 215,000	99.8	100.6

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
介護保険費	37,099,000	19,909,200	18,047,230	17,189,800	53.7
障害者自立支援費	1,621,000	809,915	809,915	811,085	50.0
合計	38,720,000	20,719,115	18,857,145	18,000,885	53.5

◆焼却施設課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生費負担金	623,151,000	623,151,000	467,367,000	155,784,000	75.0	75.0
衛生使用料	15,000	24,760	24,760	0	165.1	100.0
衛生手数料	53,001,000	37,248,660	39,324,690	△ 2,076,030	74.2	105.6
利子及び配当金	199,000	0	0	0	0.0	-
不動産売却収入	0	95,200	95,200	0	-	100.0
ごみ焼却場施設維持 対策基金繰入金	4,950,000	4,950,000	4,950,000	0	100.0	100.0
繰越金	5,360,000	5,359,657	5,359,657	0	100.0	100.0
延滞金	1,000	0	0	0	0.0	-
合計	686,677,000	670,829,277	517,121,307	153,707,970	75.3	77.1

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
焼却施設費	645,295,000	644,480,293	324,983,610	814,707	99.9
元金	35,267,000	17,619,347	17,619,347	17,647,653	50.0
利子	497,000	261,834	261,834	235,166	52.7
合計	681,059,000	662,361,474	342,864,791	18,697,526	97.3

◆公平委員会事務局

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
公平委員会費	35,000	3,135	3,135	31,865	9.0
合計	35,000	3,135	3,135	31,865	9.0

◆監査委員事務局

[歳 出]

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
監査委員費	108,000	15,084	15,084	92,916	14.0
合 計	108,000	15,084	15,084	92,916	14.0

(2) 監査重点項目の状況

ア 各局課が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、局課別の事業数及び職員から説明聴取を行った事業数は【表4】のとおりである。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について、調書を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

【表4】説明聴取事業数内訳

局・課名等		歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
益田地区広域市町村圏事務組合	議会事務局	0	0	0	0	4	0	1	0
	企画振興課	5	0	0	0	14	0	2	0
	介護福祉課	5	0	3	0	3	0	2	0
	焼却施設課	11	0	1	0	8	0	2	0
	公平委員会事務局	0	0	0	0	1	0	0	0
	監査委員事務局	0	0	0	0	1	0	0	0
計		21	0	4	0	31	0	7	0

— 参 考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした令和6年度広域会計補助事業及び説明聴取を行った事業は【表5】のとおりである。

【表5】令和6年度広域会計補助事業及び説明聴取事業

局・課名等		補助金名称	説明聴取	令和6年度補助金見直し	検証結果
益田地区広域市町村圏事務組合	企画振興課	1 高津川流域地域通訳案内士事業補助金	○	対象外	
		2 高津川流域都市交流事業支援補助金	○	対象外	
		3 地域活性化特別区域計画推進事業補助金	○	対象外	
		4 アユ資源育成等推進事業補助金	○	対象外	
		5 高津川資源保護対策推進事業補助金	○	対象外	
		6 高津川リバーマスター育成事業補助金	○	対象外	
		7 高津川流域環境学習事業補助金		対象	廃止
説明聴取事業数合計			6	1	1

(2) 監査重点項目の状況

監査の対象とした補助事業について、各補助金等の交付要綱及び益田地区広域市町村圏事務組合規則（平成元年益田地区広域市町村圏事務組合規則第2号）第2条の規定により準用する益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に基づき関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、交付団体における翌年度繰越額が補助金交付額を超えるものはなかった。

— 参考 —

地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金の定義

地方自治法第232条の2が、地方公共団体が補助金を交付する法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続きを明確にすることが求められている。

益田市において、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めている。

益田地区広域市町村圏事務組合においては、益田地区広域市町村圏事務組合規則の第2条「前条に規定するもののほか、組合の執務、事務処理、人事給与及び財務については、益田市の規則等の規定を準用する。」としており、これにより益田地区広域市町村圏事務組合において定めた補助金交付要綱に規定のないものは、益田市補助金等交付規則に沿った手続きを行うこととなる。

第7 監査の結果に基づく監査意見

監査の対象とした令和7年度広域会計予算執行及び令和6年度広域会計補助事業の事務手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。この度の定期監査対象部署以外においても事務手続を再度確認し、適正な財務事務の執行に万全を期されたい。

なお、細部にわたる事項及び事務処理上の軽微な事項については説明聴取の際に指摘し、改善や検討を求めたため記述は省略した。

1 令和7年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

第3四半期終了時点（12月末）の実績において、執行率が低いものは実績に基づき年度末に執行することであるが、年度末に事務処理時期が集中することにより過誤が発生しないよう、厳正な事務処理に努められたい。

2 令和6年度広域会計補助事業に関する事務

今年度も、補助金に関する事務を重点項目として監査を実施した。

この度の監査対象とした6件の補助事業については、交付要綱の整備及び規則第3条の2に規定する終期の設定がされていることを確認した。

各補助金等の交付要綱及び規則にのっとり関係書類を監査したところ、一部において添付書類の不備が見受けられた。

規則第12条において、補助金等の額の確定について規定されている。この規定に基づき、関係書類の提出を求め、内容を審査し、交付目的に沿って事業が実施されているか、交付対象外経費が含まれていないか調査を行い、補助金等の額を確定することが適切である。補助金等の交付決定及び確定する際には、規則第4条及び第11条に規定する書類の提出を求め、補助金等の交付相手方の事業や活動内容の把握に努められたい。

公金の支出の重要性を認識するとともに、各補助金等の交付要綱及び規則を十分確認し、複数体制によるチェックに努め、厳正な事務処理の徹底が図られるよう取り組まれたい。

令和7年度

益田地区広域市町村圏事務組合定期監査報告書

令和8年3月発行

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp